

令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査（茨城県）の結果

■養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

1 相談・通報件数

(単位:件)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
相談・通報件数	12	13	11	19	9	27	15	22	32	23	16
虐待判断事例	4	2	3	1	1	5	3	8	4	6	4

2 相談・通報者(複数回答あり)

(単位:人)

本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明	合計
0 (0.0%)	8 (34.8%)	5 (21.7%)	3 (13.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.3%)	4 (17.4%)	2 (8.7%)	23

3 相談・通報及び虐待の事実が認められた施設・事業者のサービス種別

(単位:件)

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
相談・通報	3 (18.8%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	2 (12.5%)	1 (6.3%)	2 (12.5%)	3 (18.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	0 (0.0%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	16
虐待	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4

4 虐待の事実が認められた事例

	被虐待者の状況				虐待に対して取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の類型			
1	男	85～89歳	要介護5	心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
2	女	95～99歳	要介護4	身体的虐待 心理的虐待	改善指導	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	介護職
3	女	95～99歳	要介護4	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
4	男6人 女44人	65～69歳 2人 70～74歳 3人 75～79歳 9人 80～84歳 9人 85～89歳 12人 90～94歳 10人 95～99歳 5人	要介護2 1人 要介護3 15人 要介護4 23人 要介護5 6人 不明 5人	身体的虐待 24人 介護等放棄 50人 心理的虐待 2人	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職 ※被虐待者に対する虐待者が特定されている職種

※介護等放棄はナースコール未設置

5 参考

(1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)

(第25条)

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(2) 厚生労働省令で定める都道府県知事による公表事項

(第3条)

法第25条で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 虐待があった養介護施設等の種別
- 2 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

(3) 用語の解説

ア「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

イ「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センターなど

ウ「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、